

入札参加有資格者の皆さまへ

大 阪 市

測量・建設コンサルタント等に係る最低制限価格及び調査基準価格における算定式について

大阪市では、測量・建設コンサルタント等の適正な履行の確保を図るため、地方自治法施行令に基づき、最低制限価格及び低入札価格調査制度における調査基準価格（以下「最低制限価格等」という。）を設定していますが、その範囲及び算定式については、次のとおりです。

詳しくは、「[測量・建設コンサルタント等に係る最低制限価格設定基準](#)」、「[測量・建設コンサルタント等に係る低入札価格調査制度運用要領](#)」をご覧ください。

記

1 最低制限価格等の範囲

業務区分	範 囲	
	令和元年 6 月 30 日開札分まで	令和元年 7 月 1 日開札分から
測量業務	予定価格算出基礎額 $\times 0.6 \sim 0.8 \times A$	予定価格算出基礎額 $\times 0.6 \sim 0.82 \times A$
建設コンサル業務 補償コンサル業務	予定価格算出基礎額 $\times 0.6 \sim 0.8 \times A$	
地質調査業務	予定価格算出基礎額 $\times 3$ 分の $2 \sim 0.85 \times A$	

2 最低制限価格等の算定式

業種区分	項目	算 定 式	
		令和元年 6 月 30 日開札分まで	令和元年 7 月 1 日開札分から
測量業務	①	直接測量費の額	} $\times A$
	+	+	
	②	測量調査費の額	
	+	+	
建設コンサル業務 (建築)	①	直接人件費の額	} $\times A$
	+	+	
	②	特別経費の額	
	+	+	
建設コンサル業務 (土木)	③	技術料等経費の額の 60%	} $\times A$
	+	+	
	④	諸経費の額の 60%	
	+	+	
建設コンサル業務 (土木)	①	直接人件費の額	} $\times A$
	+	+	
	②	直接経費の額	
	+	+	
建設コンサル業務 (土木)	③	その他原価の額の 90%	} $\times A$
	+	+	
	④	一般管理費等の額の 48%	
	+	+	

地質調査 業務	①	直接調査費の額	} × A	直接調査費の額	} × A
	+	+		+	
	②	間接調査費の額の 90%		間接調査費の額の 90%	
	+	+		+	
	③	解析等調査業務費の 80%		解析等調査業務費の 80%	
+	+	+			
④	諸経費の額の 45%	諸経費の額の 48%			
補償コンサ ル業務	①	直接人件費の額	} × A		
	+	+			
	②	直接経費の額			
	+	+			
	③	その他原価の額の 90%			
+	+				
④	一般管理費の額の 45%				

注) Aは、電子入札で行う場合に 10,000 分 9,950 から 10,000 分の 10,050 の範囲内で 10,000 分の 1 刻みで機械で無作為に選んだ係数である。